

特別用途地区(特定大規模小売店舗制限地区) について

平成 20 年 8 月 1 日決定 宇治市告示

「京都府(山城北)地域商業ガイドライン」の内容を踏まえ、特定大規模小売店舗(1)の立地に対して制限を加え、中心市街地への計画的な立地誘導を図ることを目的に、宇治市内の準工業地域、近隣商業地域及び商業地域の各一部について特定大規模小売店舗の立地を制限するための特別用途地区(2)を設定しました。:

1 特定大規模小売店舗

:「京都府地域商業ガイドライン」に規定されているもので、

次の いずれにも該当する建築物 です。

大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項で定める大規模小売店舗

次に掲げる建築物でその用途に供する部分(アの用途に供する部分にあっては、客席の部分に限ります。)の床面積の合計が1万㎡を超えるもの

ア 劇場、映画館、演芸場、観覧場

イ 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、車券売場(場外・場内)、勝舟投票券発売所

2 特別用途地区

:用途地域内においてその指定を補完するために定めるものです。

具体的な建築制限については、建築基準法及び「宇治市特定大規模小売店舗制限地区建築条例」を参照ください。(問合せ先:建築指導課)

～大規模小売店舗とは～

小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積が1,000㎡を超えるもの(§大規模小売店舗立地法第2条)

の例 ～大規模集客施設の具体的内容～

用途	具体的な施設の例	備考
劇場	音楽ホール、演劇ホール、多目的ホール	客席部分が1万㎡を超えるもの
映画館	映画館(シネマコンプレックスを含む)	
演芸場	客席等の演芸場	
観覧場	客席のある総合体育館、スタジアム(屋外観覧場を含む)	
店舗	物販店舗、ガソリンスタンド、サービス店舗(銀行のATM、クリーニング店を含む)	売場等のほか、通路、バックヤード等を含み、その用途部分の床面積が1万㎡を超えるもの 駐車場は含まない
飲食店	レストラン、喫茶店	
展示場	イベント施設、メッセ	
遊技場	マーチャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、アミューズメント施設、大規模テーマパーク、カラオケボックス	
勝馬投票券発売所	競馬の券売場	
場外車券売場	競輪、オートレースの競走場外の券売場	
場内車券売場	競輪、オートレースの競走場内の券売場	
舟券売場	競艇の券売場	